

(補足資料)

電子登録債権に関する決済の安定性の確保
その他の利用者の保護
～決済の安定性の確保～

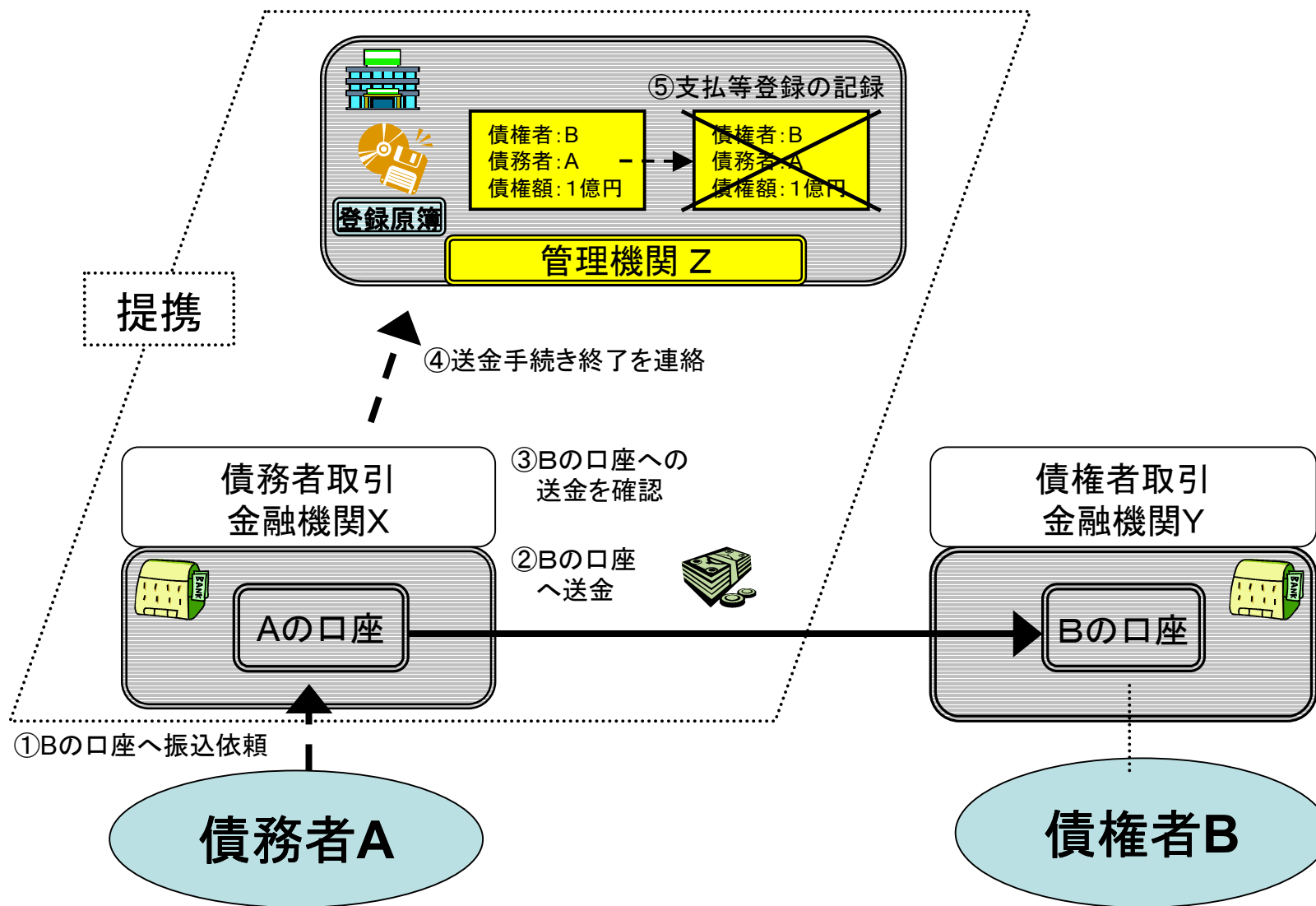
平成18年 9 月21日 (木)

金融庁

目次

1. 債権者の弁済受領を金融機関が確認する例		
イ 口座送金確認の例	① 提携の場合 1
	② 兼業の場合 2
ロ 口座入金確認の例	① 提携の場合 3
	② 兼業の場合 4
ハ 口座引き落としの例	① 提携の場合 5
	② 兼業の場合 6
2. 債権者を代理して弁済受領する例		
	① 専業の場合 7
	② 提携の場合 8
	③ 兼業の場合 9
	④ 代理申請の場合 10
3. 債権を譲り受け又は債務を引き受ける例		
イ 債権を譲り受ける例	① 専業の場合 11
	② 提携の場合 12
	③ 兼業の場合 13
	④ 代理申請の場合 14
ロ 債務を引き受ける例	① 専業の場合 15
	② 提携の場合 16
	③ 兼業の場合 17
	④ 代理申請の場合 18

1. 債権者の弁済受領を金融機関が確認する例 イ ① 口座送金確認の例（提携の場合）

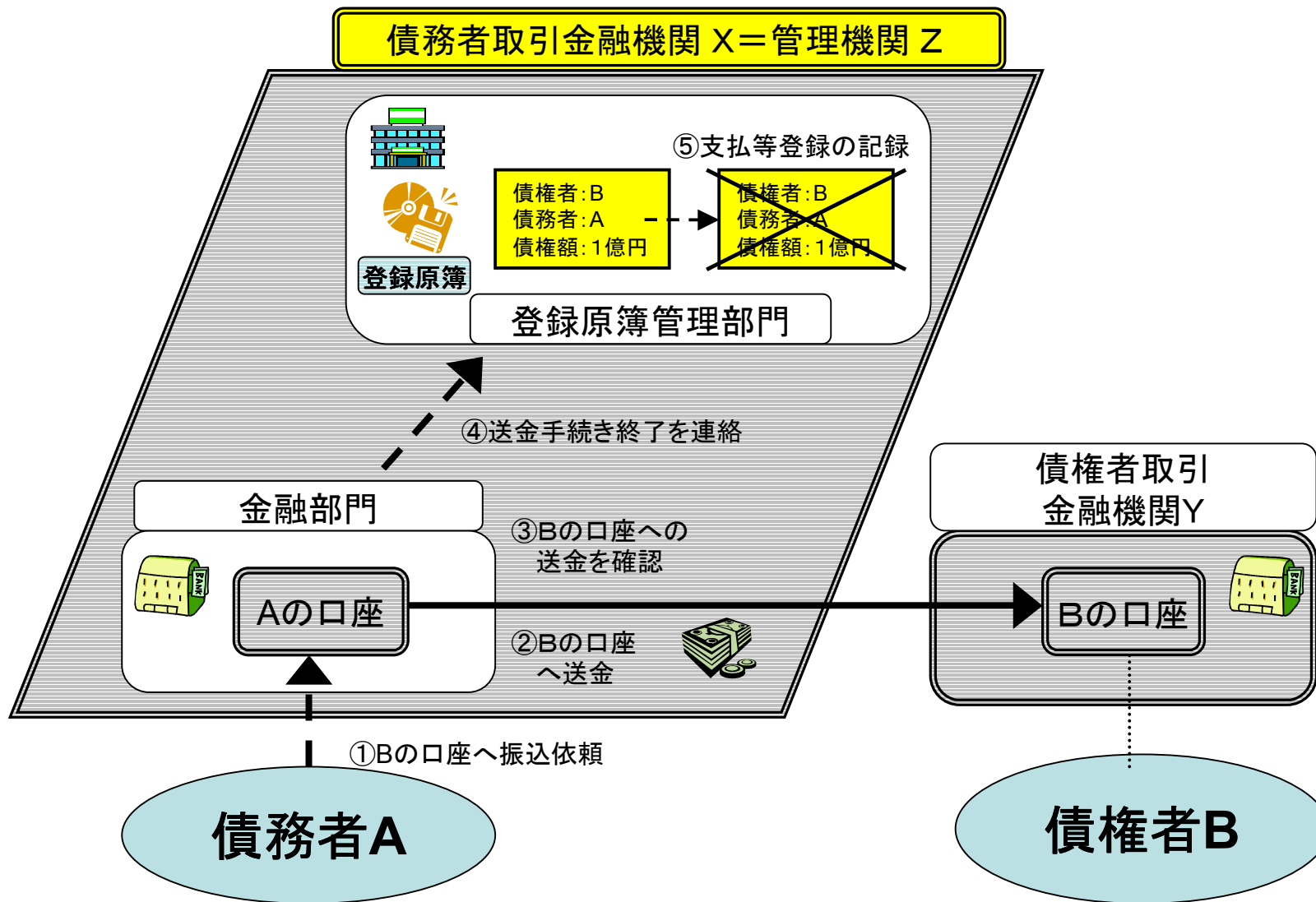


(注1) 管理機関Zは、金融機関Xとあらかじめ提携を結び、電子登録債権の弁済等を確認次第直ちに連絡を受ける。

(注2) 支払等登録の記録

管理機関Zは、金融機関Xより送金実施の連絡を受けた後、送金の未着を確認できるまで(1~2日)は原簿の書き換えを停止し、未着連絡がないとの連絡を受けた時点で支払等登録を行う方法等が考えられる。

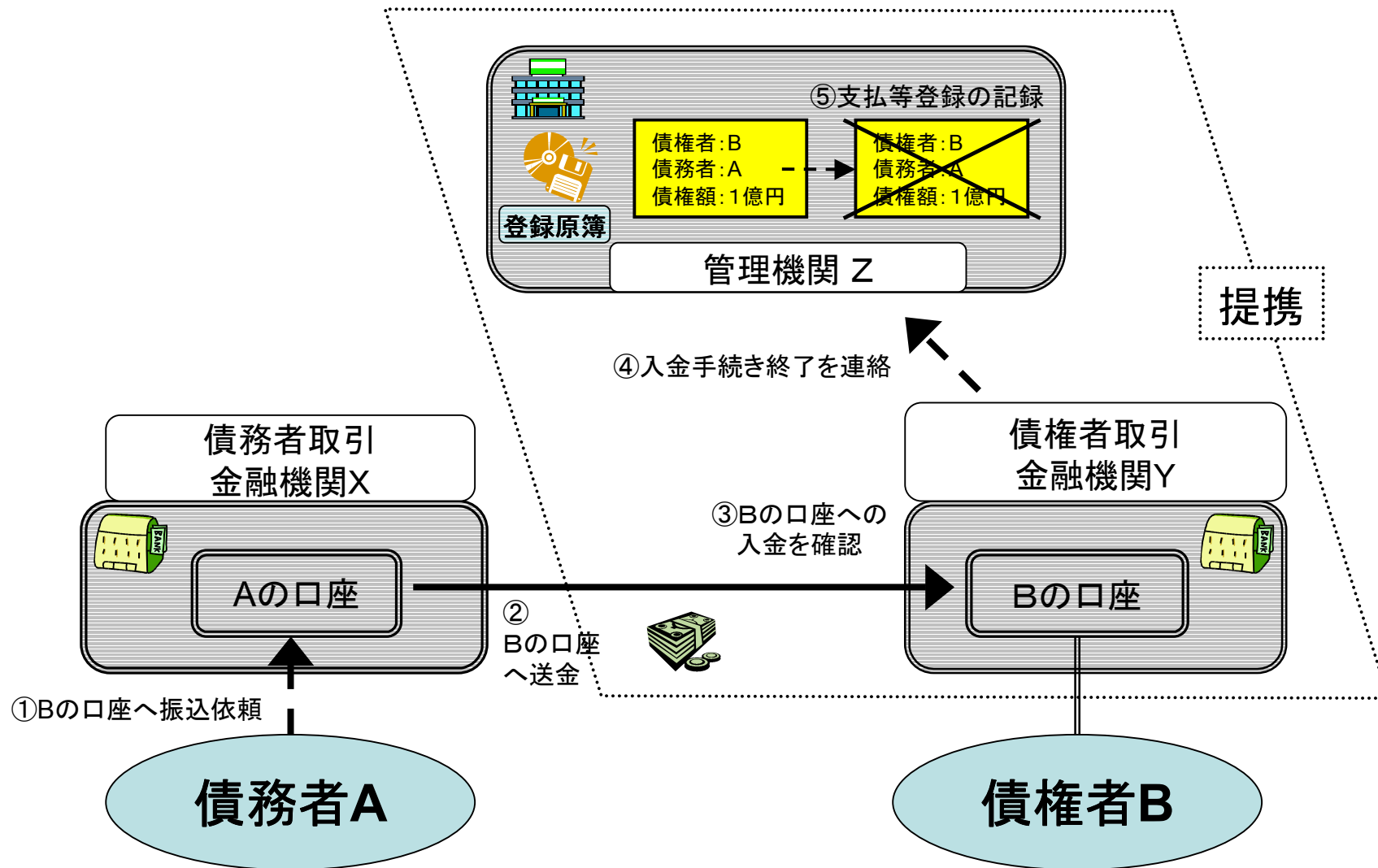
イ ② 口座送金確認の例(兼業の場合)



(注) 支払等登録の記録

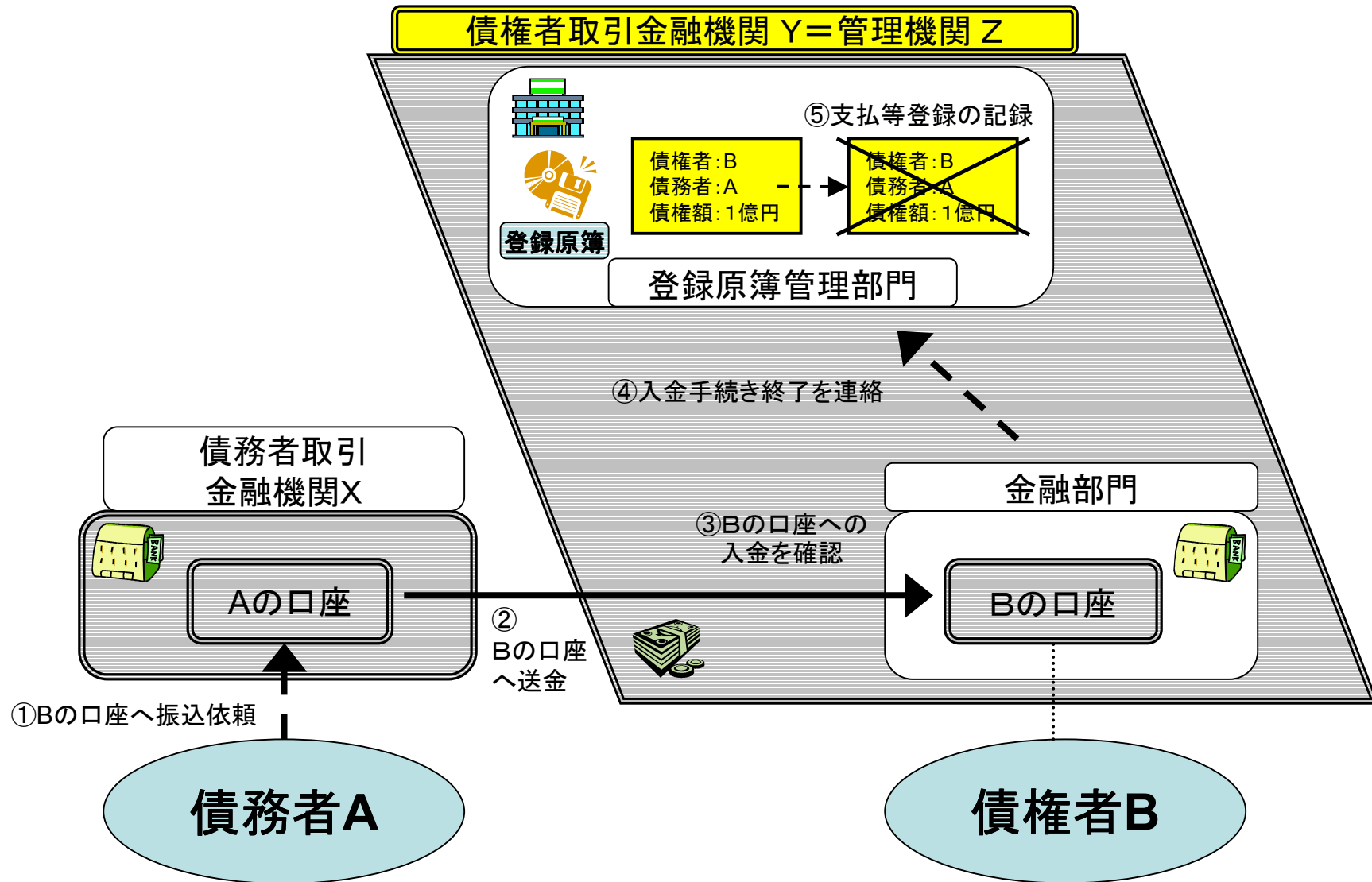
登録原簿管理部門は、金融部門より送金実施の連絡を受けた後、送金の未着を確認できるまで(1~2日)は原簿の書き換えを停止し、未着連絡がないとの連絡を受けた時点で支払等登録を行う方法等が考えられる。

① 口座入金確認の例(提携の場合)



(注1) 管理機関Zは、金融機関Yとあらかじめ提携を結び、電子登録債権の弁済等を確認次第直ちに連絡を受ける。
 (注2) 金融機関Yによる入金の確認について
 金融機関Yは、③の入金確認において、Bの口座への入金が特定の電子登録債権の支払として行われたものか否かを判断することが困難であるとの指摘があるが、電子登録債権の支払のための専用口座を開設する、金融機関Xが②の送金に併せて電子登録債権の支払として行った旨を通知する等の対応が考えられる。

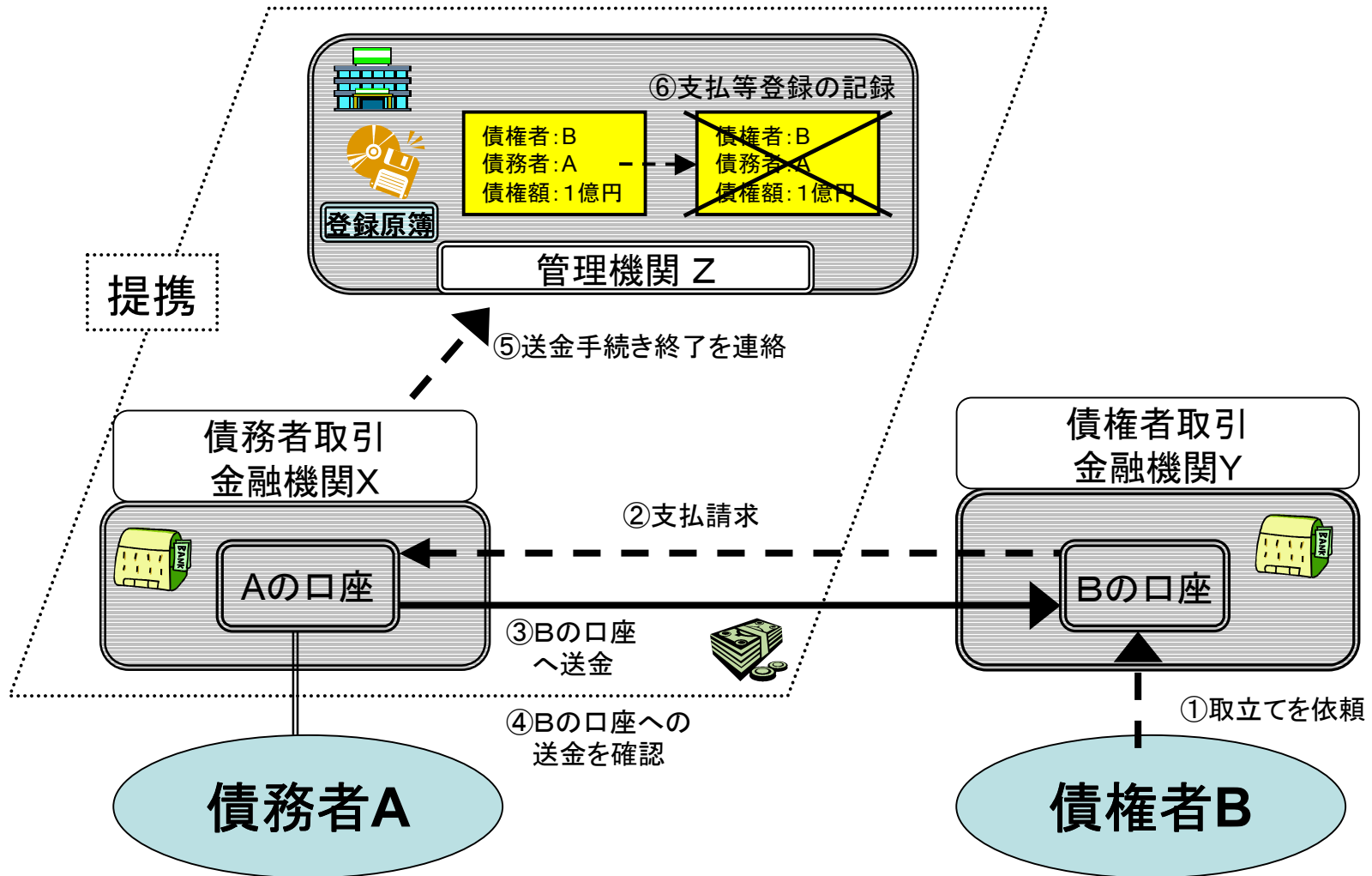
□ ② 口座入金確認の例(兼業の場合)



(注) 金融部門による入金の確認について

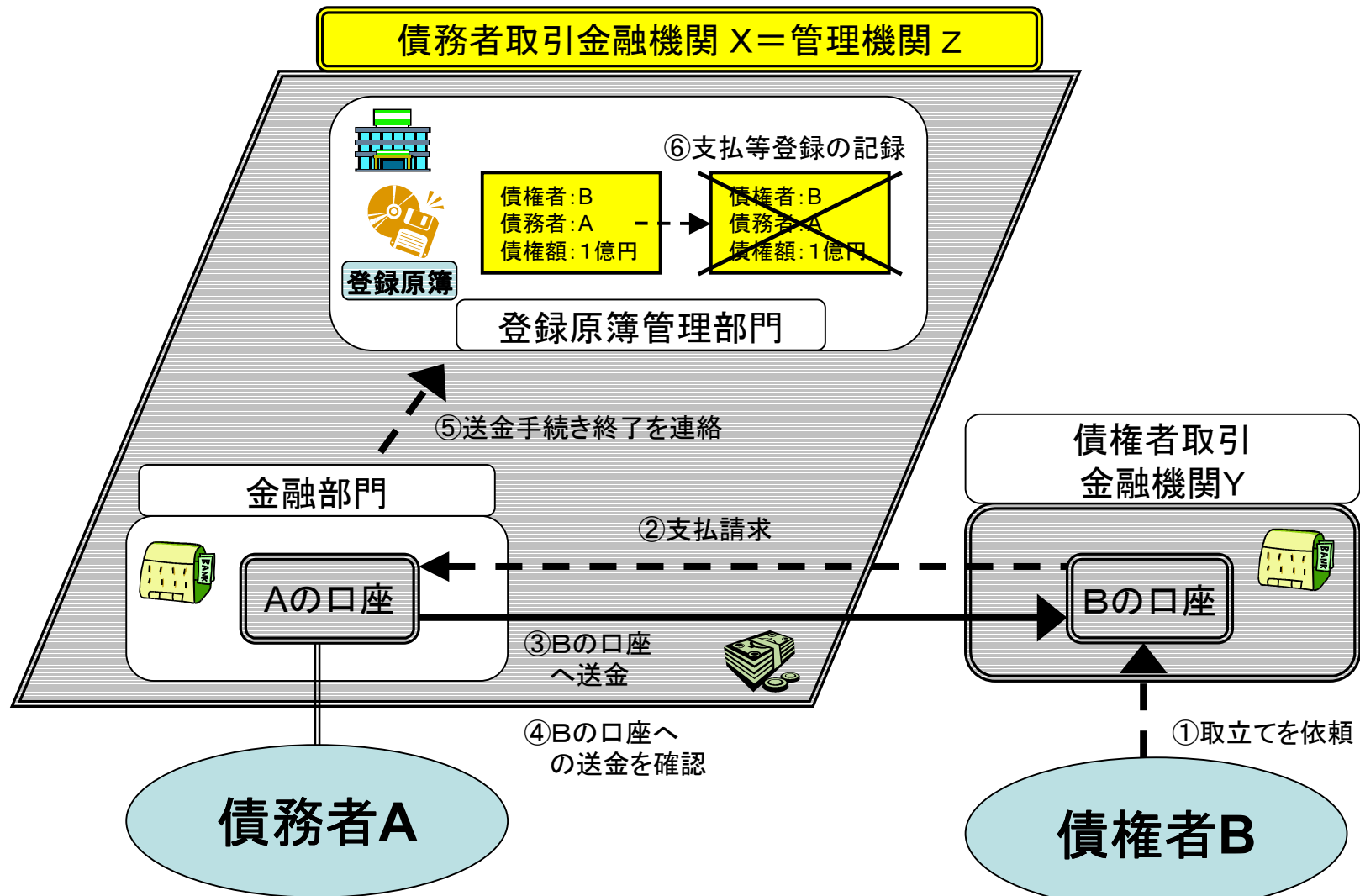
金融部門は、③の入金確認において、Bの口座への入金が特定の電子登録債権の支払として行われたものか否かを判断することが困難であるとの指摘があるが、電子登録債権の支払のための専用口座を開設する、金融機関Xが②の送金に併せて電子登録債権の支払として行った旨を通知する等の対応が考えられる。

ハ① 口座引き落としの例(提携の場合)



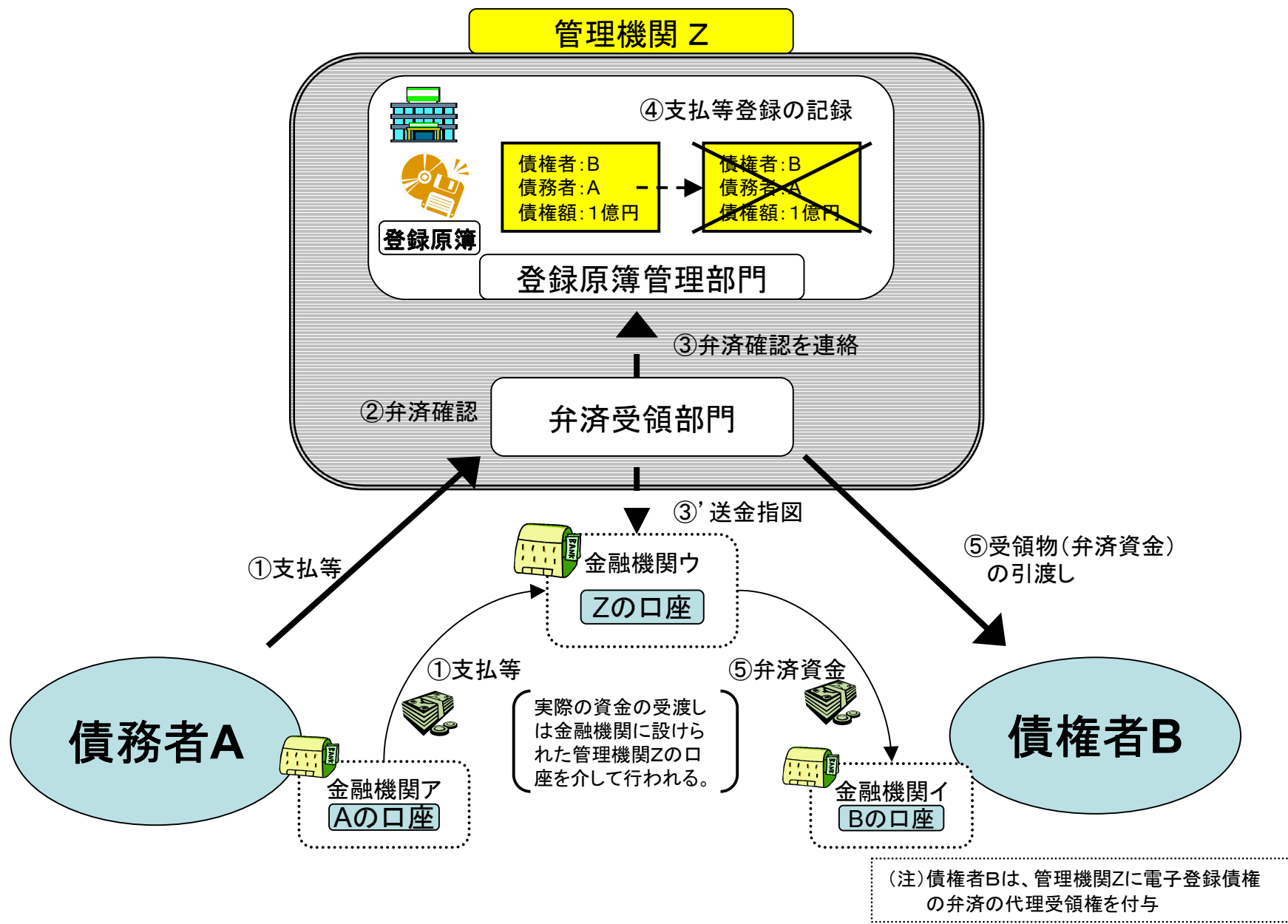
(注1) 債務者Aは、金融機関XによりBへの支払のため支払期日に自動引き落としが行われることを承諾
 (注2) 債権者側からの取立てについては、金融機関XとYの間で、あらかじめ手形のような取立ての仕組み(例えば、金融機関Yによる電子登録債権に基づく請求があった場合、金融機関XはAの口座から引き落としBの口座へと送金する)ができていることが前提となる。
 (注3) 管理機関Zは、金融機関Xとあらかじめ提携を結び、電子登録債権の弁済等を確認次第直ちに連絡を受ける。
 (注4) 支払等登録の記録
 管理機関Zは、金融機関Xより送金実施の連絡を受けた後、送金の未着を確認できるまで(1~2日)は原簿の書き換えを停止し、未着連絡がないとの連絡を受けた時点で支払等登録を行う方法等が考えられる。

ハ② 口座引き落としの例(兼業の場合)

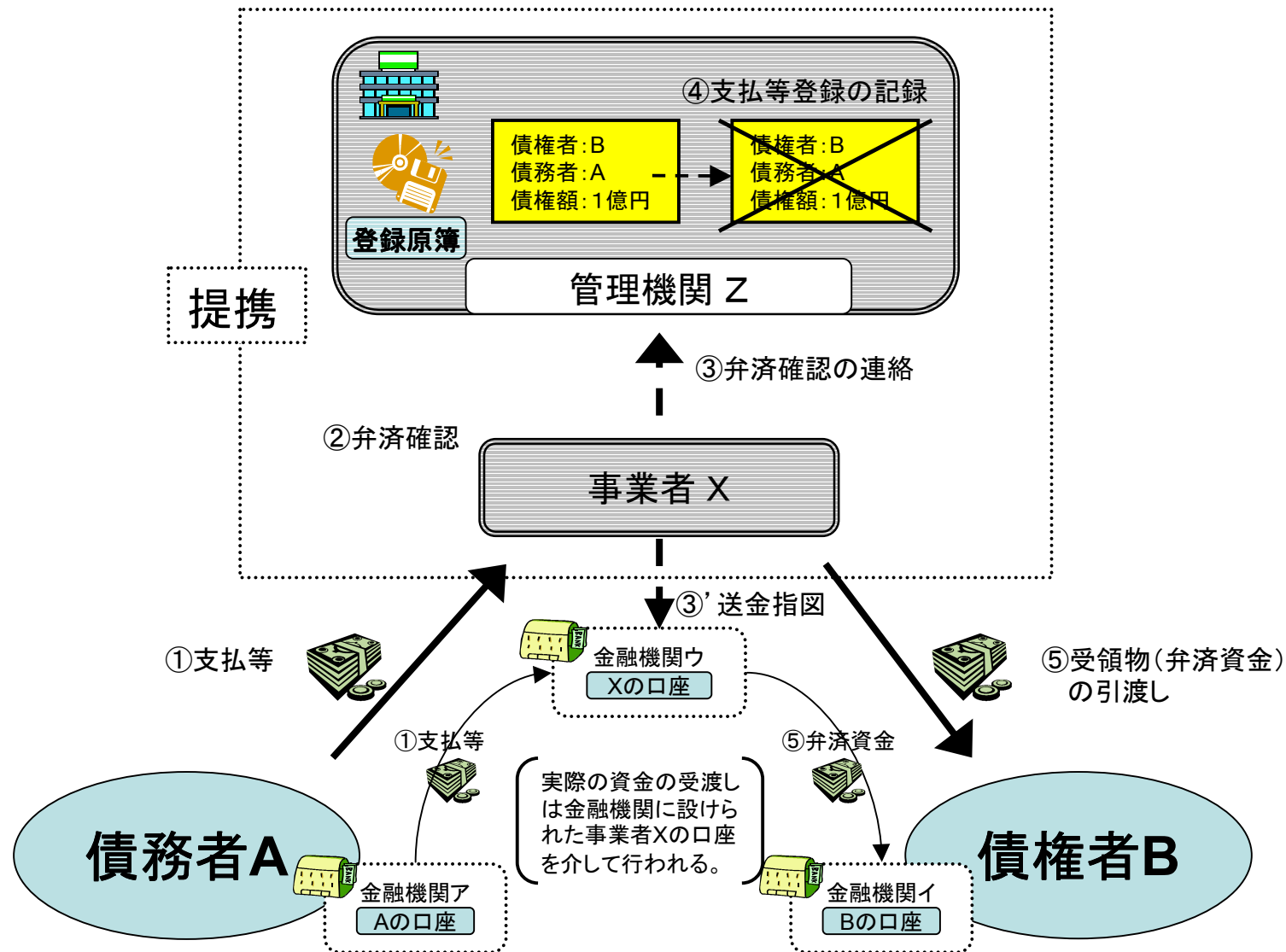


- (注1) 債務者Aは、金融機関XによりBへの支払のため支払期日に自動引き落としが行われることを承諾
- (注2) 取立てについては、金融機関XとYの間で、あらかじめ手形のような取立ての仕組み(例えば、金融機関Yによる電子登録債権に基づく請求があった場合、金融機関XはAの口座から引き落としBの口座へと送金する)ができていることが前提となる。
- (注3) 支払等登録の記録
管理機関Zは、金融機関Xより送金実施の連絡を受けた後、送金の未着を確認できるまで(1~2日)は原簿の書き換えを停止し、未着連絡がないとの連絡を受けた時点で支払等登録を行う方法等が考えられる。

2. ① 債権者を代理して弁済受領する例(専門の場合)

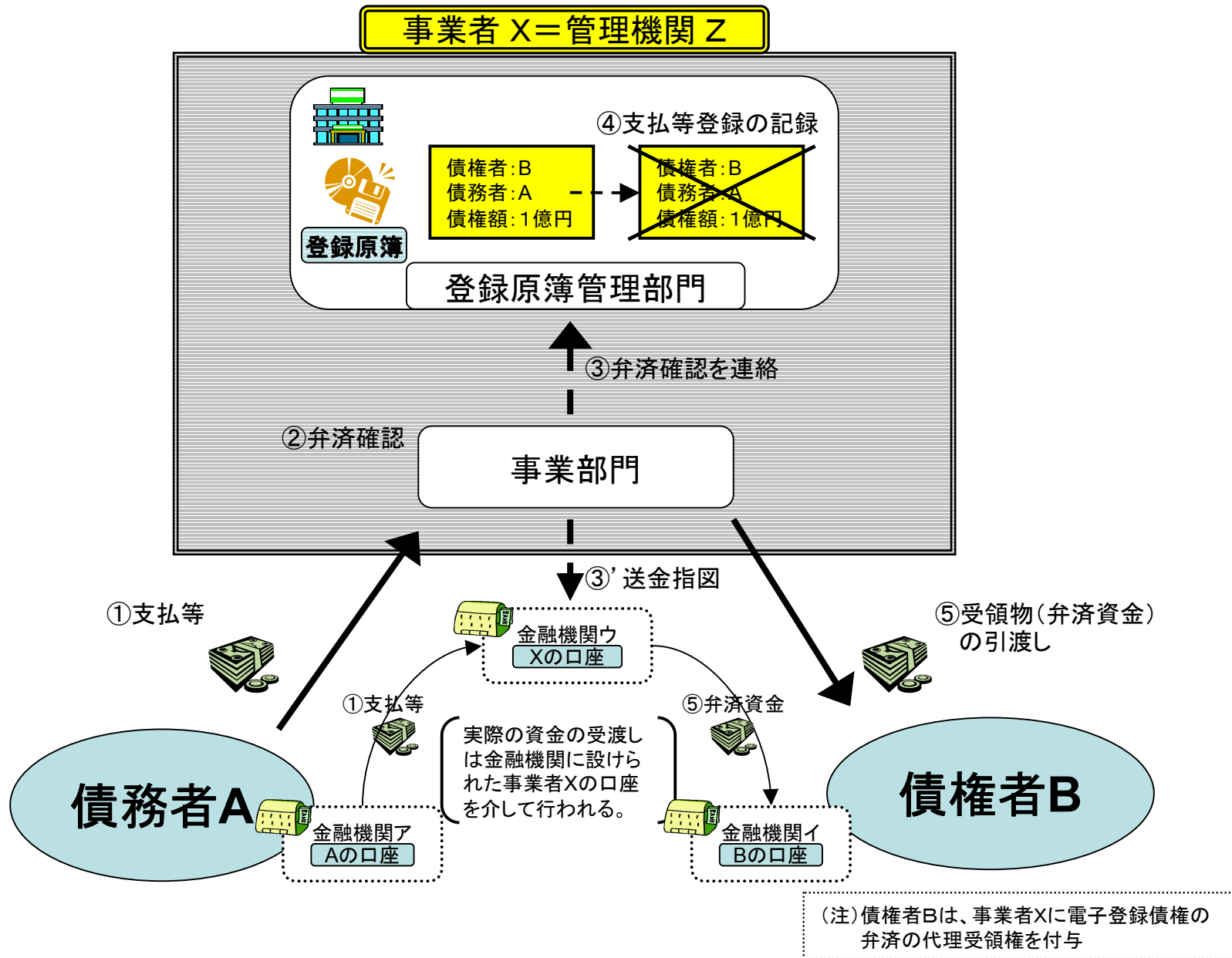


2. ② 債権者を代理して弁済受領する例(提携の場合)

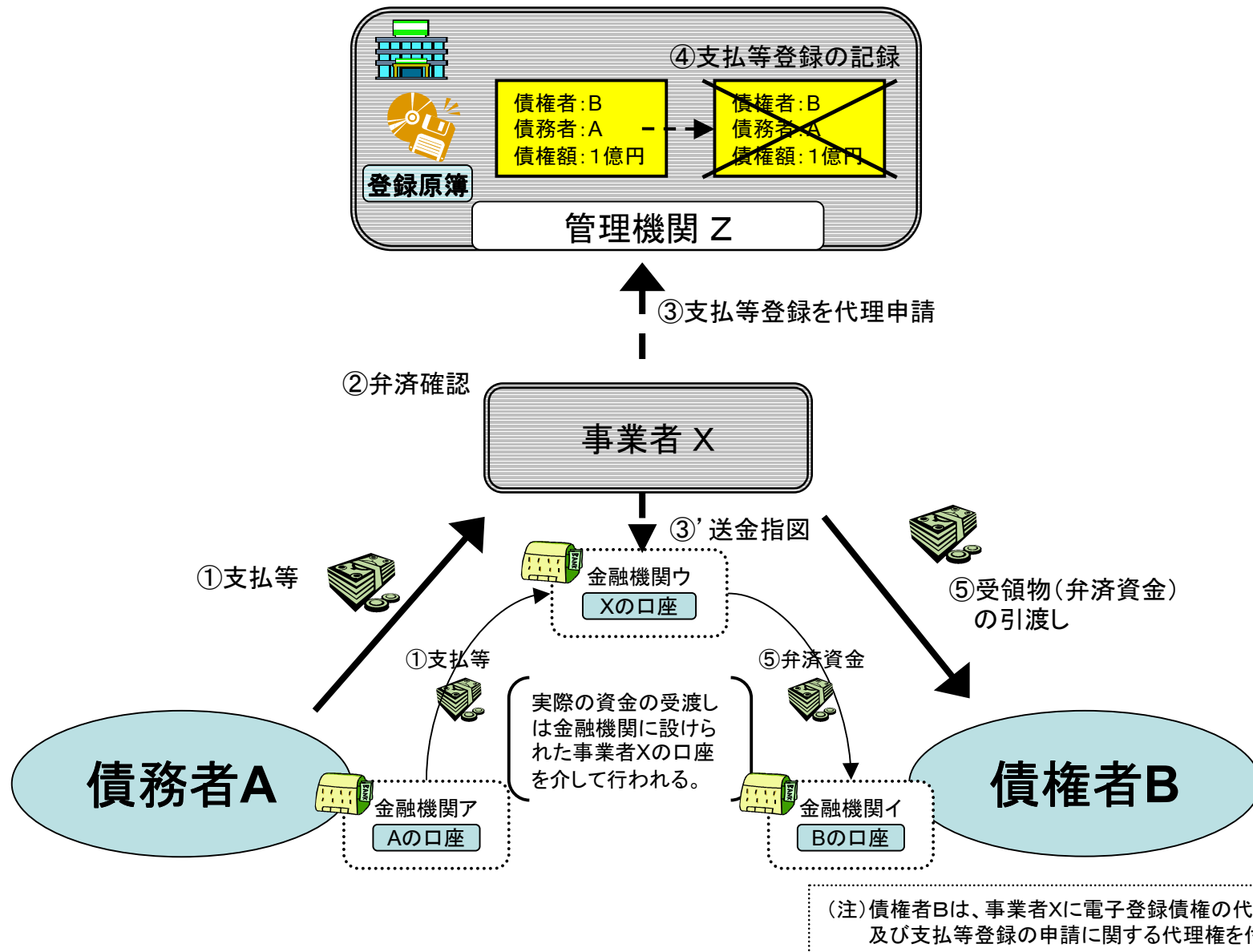


(注1) 管理機関Zは、事業者Xとあらかじめ提携を結び、電子登録債権の弁済等を確認次第直ちに連絡を受ける。
 (注2) 債権者Bは、事業者Xに電子登録債権の弁済の代理受領権を付与

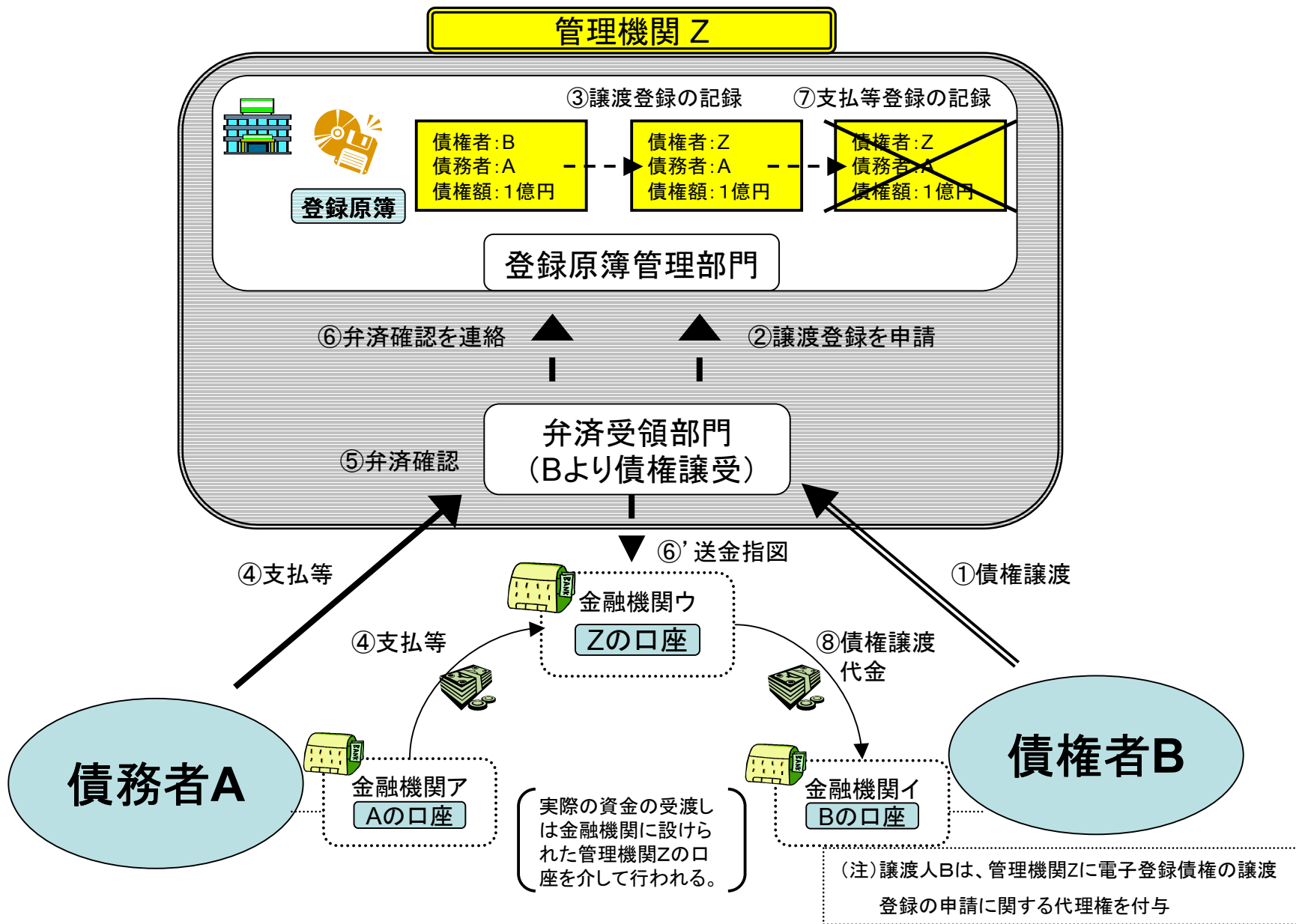
2. ③ 債権者を代理して弁済受領する例(兼業の場合)



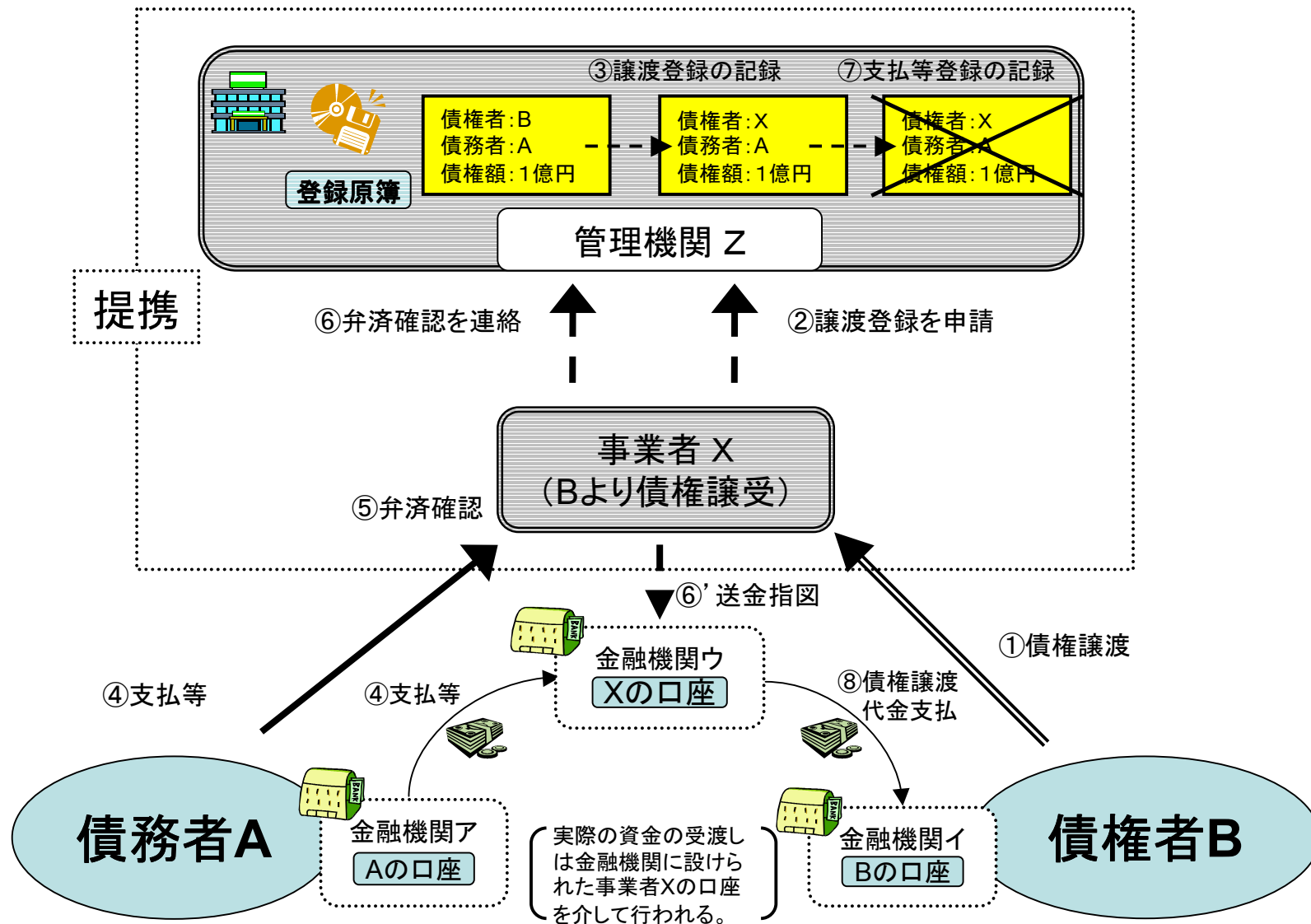
2. ④ 債権者を代理して弁済受領する例(代理申請の場合)



3. 債権を譲り受け又は債務を引き受ける例 イ ① 債権を譲り受ける例(専業の場合)

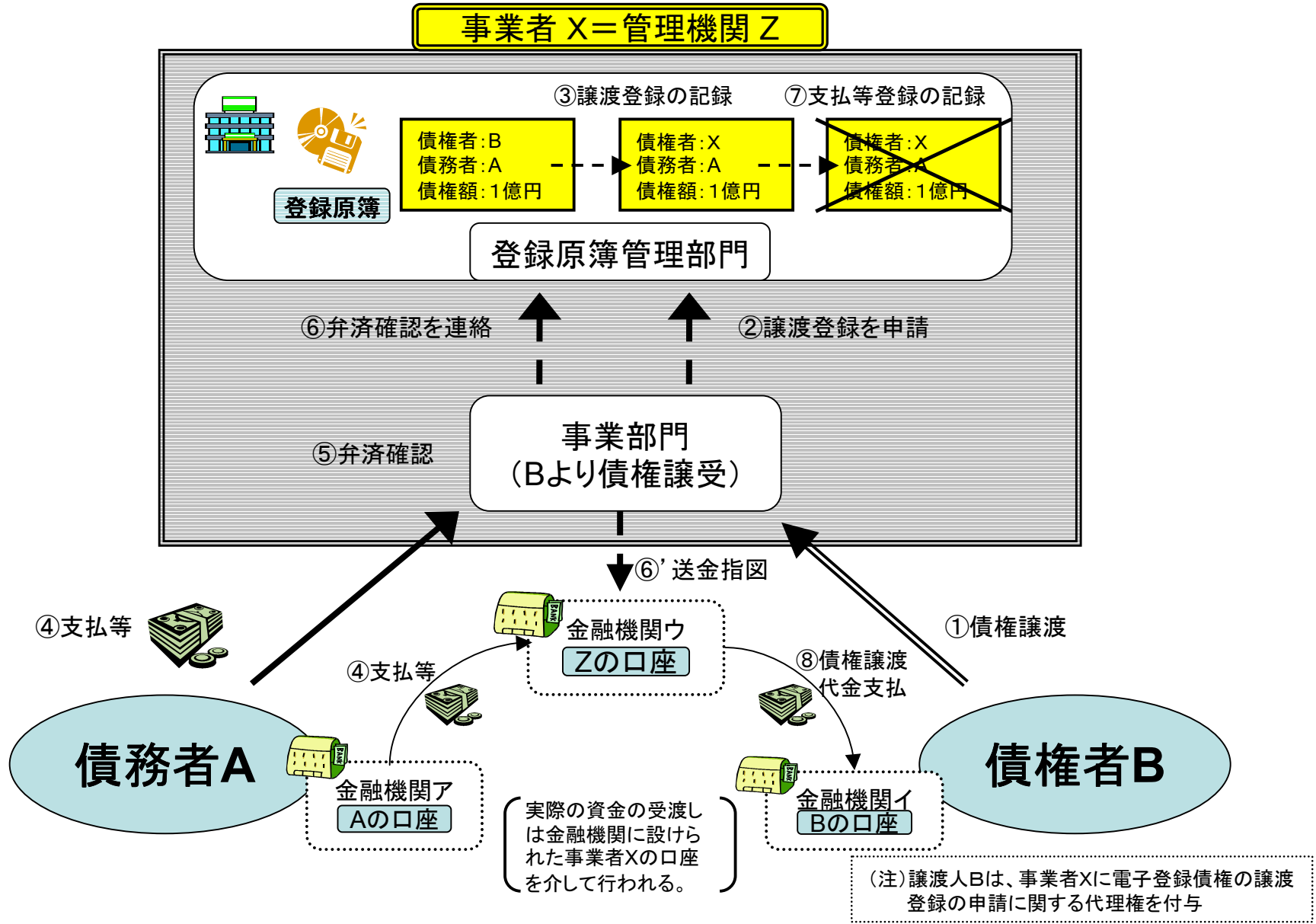


イ ② 債権を譲り受ける例(提携の場合)

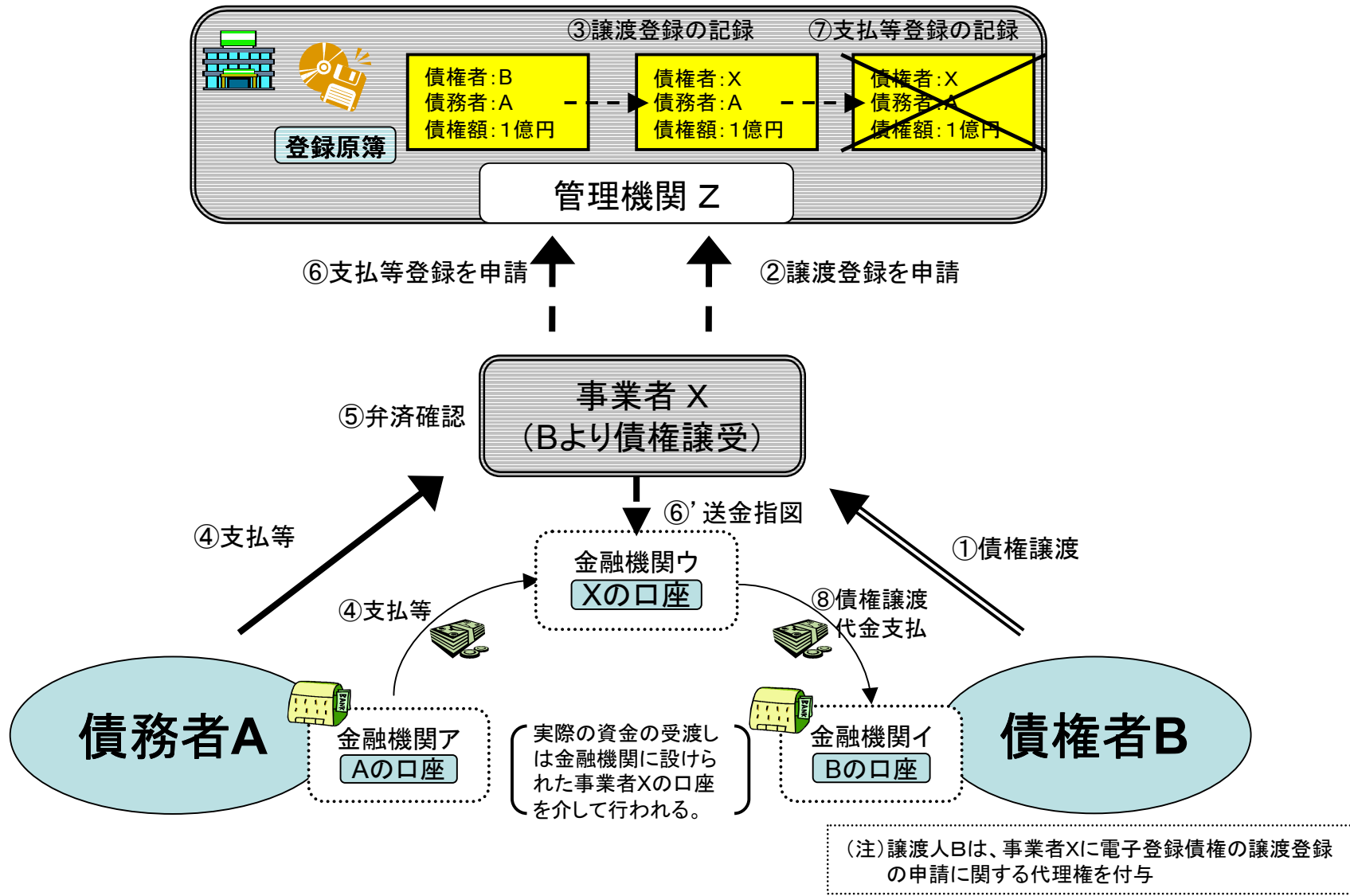


(注1) 管理機関Zは、事業者Xとあらかじめ提携を結び、電子登録債権の弁済等を確認次第直ちに連絡を受ける。
 (注2) 譲渡人Bは、事業者Xに電子登録債権の譲渡登録の申請に関する代理権を付与

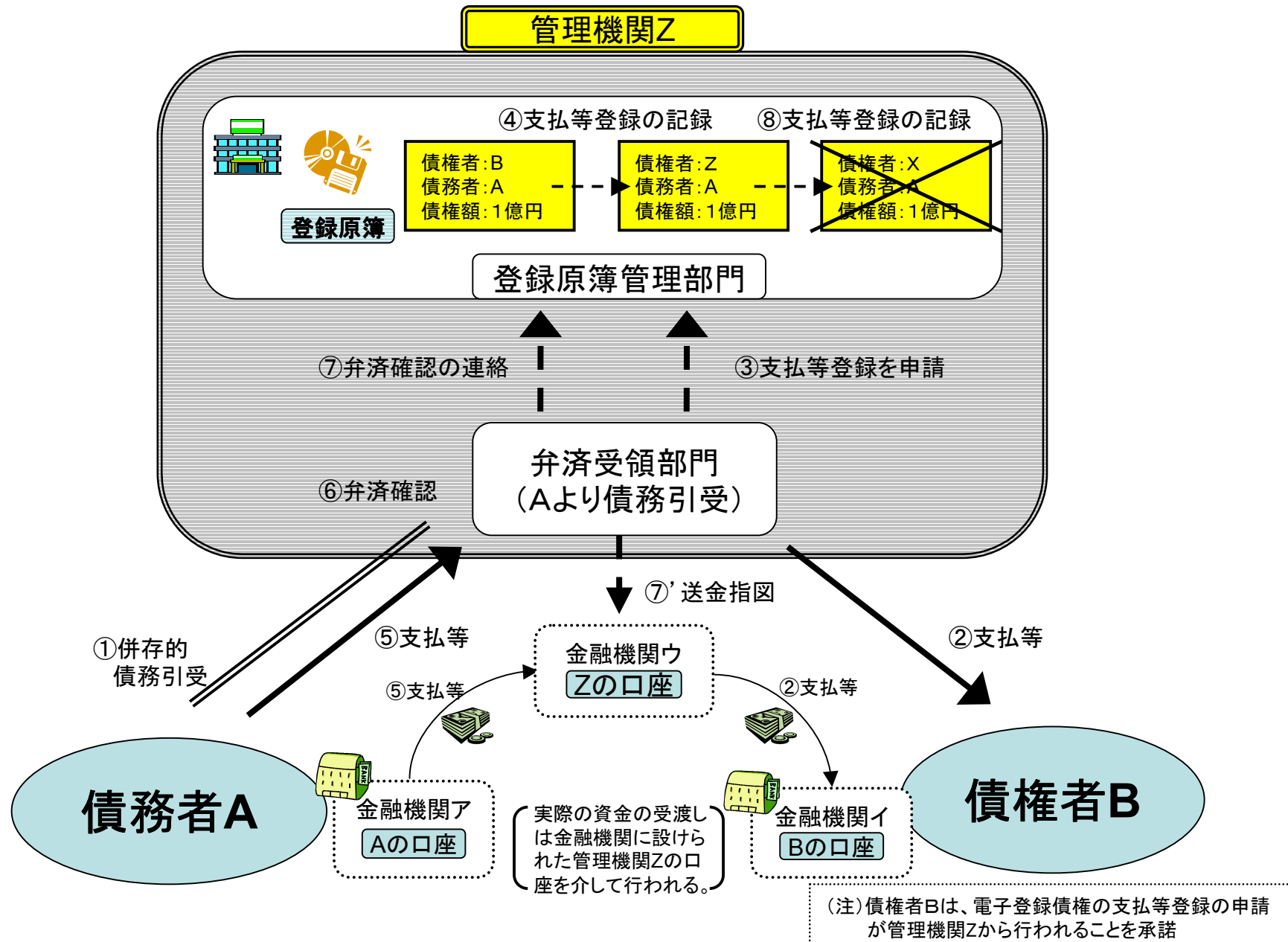
イ ③ 債権を譲り受ける例(兼業の場合)



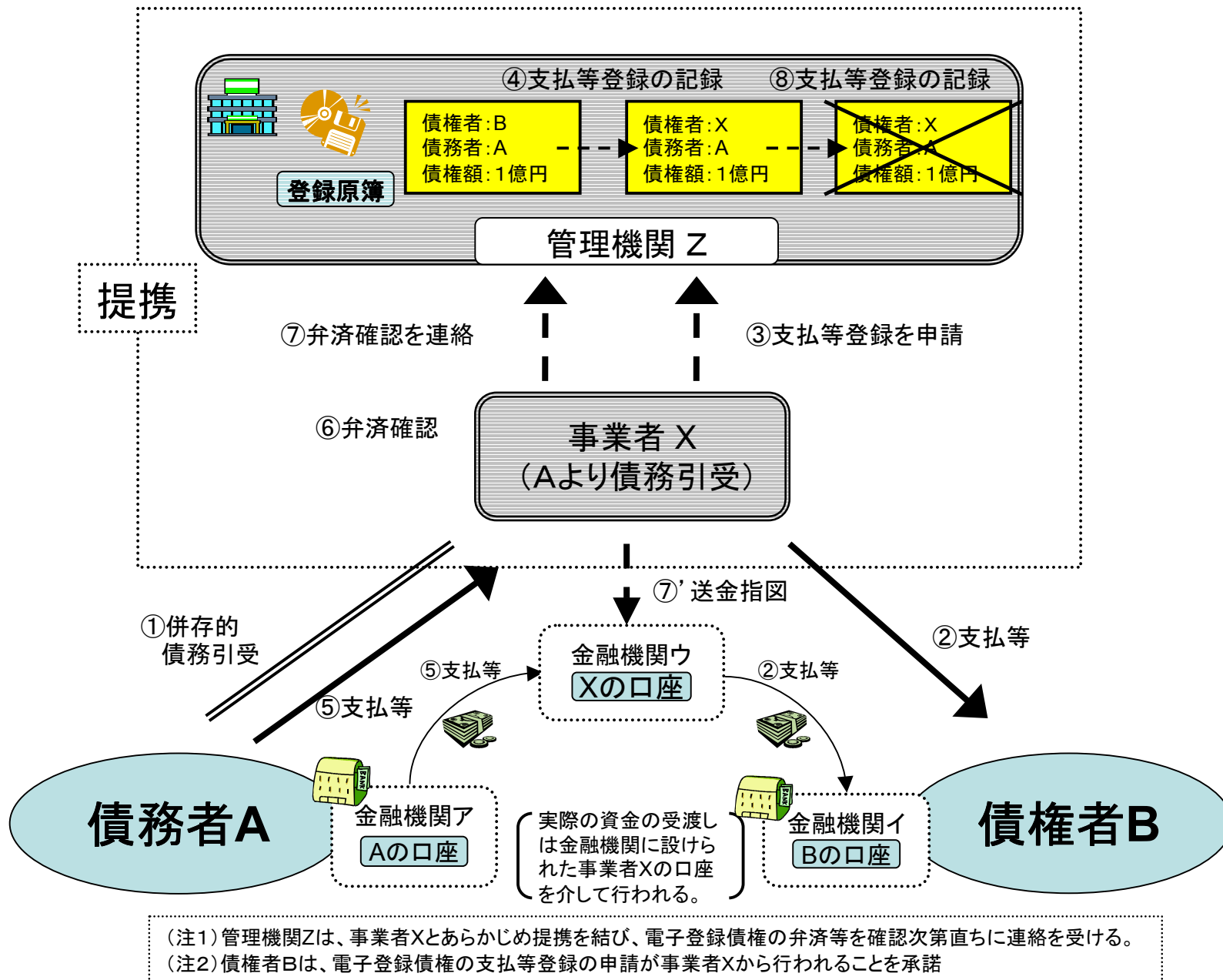
イ ④ 債権を譲り受ける例(代理申請の場合)



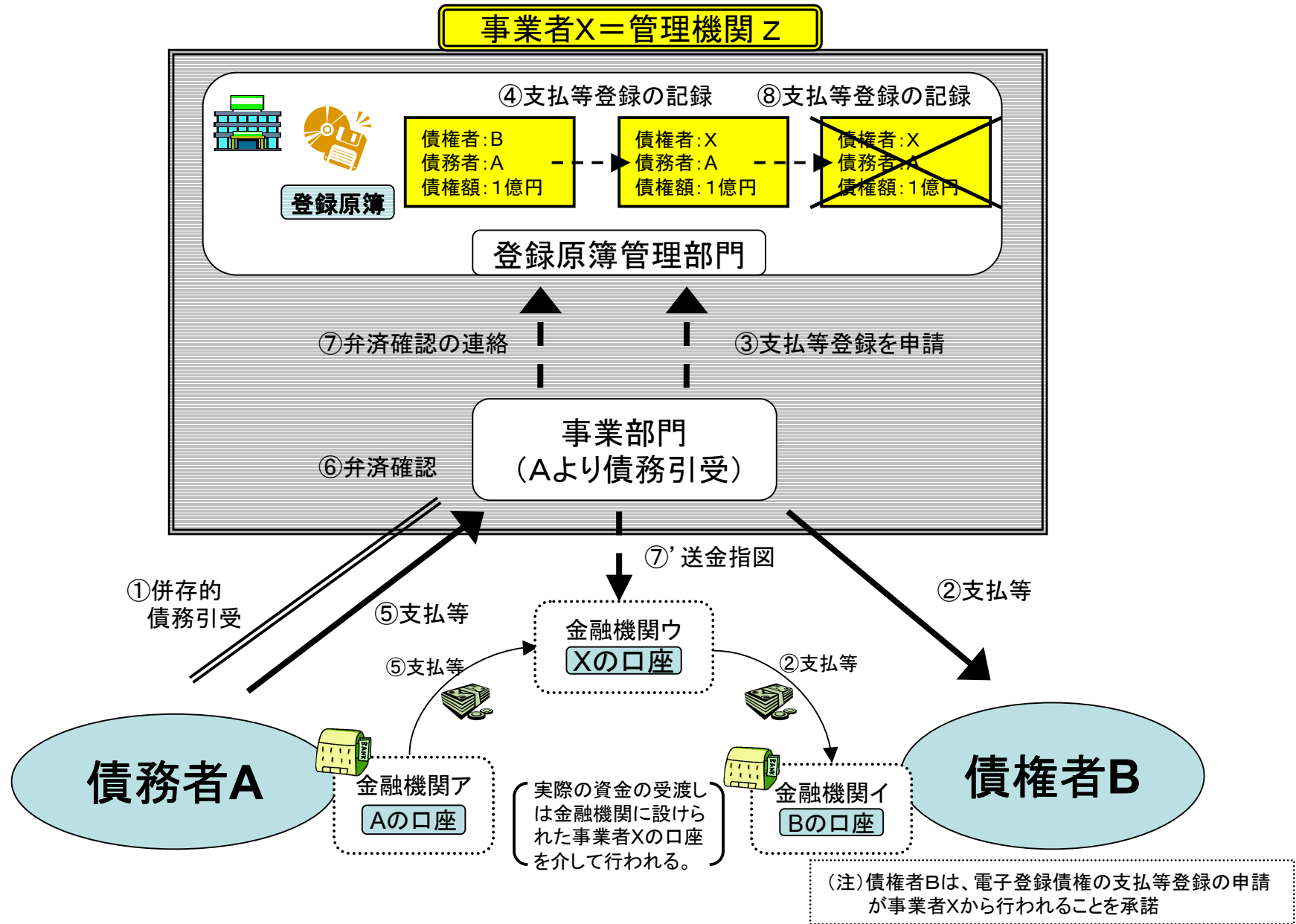
□ ① 債務を引き受ける例(専業の場合)



□ ② 債務を引き受ける例（提携の場合）



□ ③ 債務を引き受ける例(兼業の場合)



④ 債務を引き受ける例(代理申請の場合)

